

姫路駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

番号	件名	納入（履行） 場所	納期（履行期 限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
30	姫路（8）省庁別宿舎 消防設備点検ほか2件	仕様書のとおり	仕様書のと おり	8.6.11	8.6.25 10時00分	8.6.25 10時00分	なし ただしグルー プCについては 当該都道府県知 事等から産業廃 棄物の収集運搬 業または処分業 の許可をうけて いるものに限 る。	・グループ別総額 決定

4 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒670-0881 兵庫県姫路市峰南町1-70 契約機関名（担当）：陸上自衛隊姫路駐屯地 第352会計隊姫路派遣隊（濱尾）

電話番号：079-222-4001（内線348） F A X：079-222-4006 メールアドレス：ma347fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書に関する問い合わせ先：姫路駐屯地業務隊 厚生科 福本（内線379）

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6QFN1HT00720																				
NO	調達要求番号		物品番号				単	位	数	量	単	価	金	額	銘	柄	納		地	指定		
															使用期限等	引		渡	場		所	
	品															グループ	搬		入	場	所	検査
	部品番号 または 規格																仕		様	書	番	
使用器材名												仕		様	書	番	号					
1	6RN71A50011	0001					ST		1.00								桑の木宿舎A・B・C棟・伊伝居宿舎A・B					
	姫路（８）省庁別宿舎消防設備点検																079-222-4001 内線379					
	仕様書のとおり																業務隊厚生科厚生班 担当 福本					
																	A	令和9年3月31日				
2	6RN71A50012	0001					ST		1.00								桑の木A B棟・桑の木C棟・伊伝居A B棟・					
	姫路（８）省庁別宿舎受水槽清掃																079-222-4001 内線379					
	仕様書のとおり																業務隊厚生科厚生班 担当 福本					
																	B	令和9年2月26日				
3	6RN71A50013	0001					ST		1.00								姫路駐屯地 厚生センター					
	姫路（８）省庁別宿舎照明器具等引取り処分																079-222-4001 内線379					
	仕様書のとおり																業務隊厚生科厚生班 担当 福本					
																	C	令和8年9月30日				
					- 以 下 余 白 -																	

見 積 書（グループA）

件名リスト一連番号	30
-----------	----

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単位	数量	単価	金 額	備 考
姫路（8）省庁別宿舍消防設備点検	仕様書のとおり	式	1			
履行場所	桑の木宿舍A・B・C棟・伊伝居宿舍A・B・白国宿舍C棟	納期（履行期間）			9. 3. 31	
契約保証金	（免 除）	入札（見積）書有効期間				

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 8年 6月 25日

分任契約担当官
陸上自衛隊姫路駐屯地
第352会計隊姫路派遣隊長 川崎 祥 殿

住 所
会 社 名
代表者名
印

市 価 調 査 書 (グループA)

分任契約担当官

陸上自衛隊姫路駐屯地

第352会計隊姫路派遣隊長 川崎 祥 殿

市価調査書は

令和8年6月24日(水) 13時までに
FAXまたはメールにて提出をお願いします。

$$\mathbb{Y}$$

履行場所：桑の木宿舎A・B・C棟・伊伝居宿舎A・B・白国宿舎C棟

納期（履行期間）：令和9年3月31日

住所・名称・代表者名

令和 年 月 日

印

内訳（税抜き）

[illegible]

姫路（8）省庁別宿舍消防設備点検

役務件名		姫路（8）省庁別宿舍消防設備点検					
図 名		表 紙				縮 尺	—
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管 財	厚生科長	厚生班長	起案者
姫路駐屯地業務隊厚生科					作成年月日		R8.4.21

仕 様 書

1 件 名

姫路（８）省庁別宿舍消防設備点検

2 役務場所（引取り場所）

兵庫県姫路市峰南町 1－1 5 （桑ノ木宿舍 A 棟）
兵庫県姫路市峰南町 1－1 8 （桑ノ木宿舍 B 棟）
兵庫県姫路市峰南町 1－2 1 （桑ノ木宿舍 C 棟）
兵庫県姫路市広峰 1－1 2 （伊伝居宿舍 A・B 棟）
兵庫県姫路市白国 5－6－1 9 （白国宿舍 C 棟）

3 役務期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 3 1 日（火）

4 役務概要

工 種		項 目	数量等	備考
建築保全	消防設備点検	粉末消火器 1 0 型機材点検・総合点検	8 6 本	年 2 回
		非常警報装置 警報ベル機器点検・総合点検	2 0 箇所	年 2 回
		避難器具 避難梯子機器点検・総合点検	1 2 箇所	年 2 回

※細部別紙のとおり

5 一般事項

- 本仕様書は、「姫路（８）省庁別宿舍消防設備点検」に摘要する。
- 本役務は、本仕様書及び図面によるほか、消防法及び消防条例、次にあげる標準仕様書及び監督官の指示によるものとし、特に記載、指示がなくとも技術的に当然なすべきことは契約相手方の負担により確実に実施すること。
- 役務は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
- 図面に記載なき材料及び工法等は標準仕様書によるほか、使用する材料等の仕様による。
- 宿舍内での喫煙は、車内を除き禁止する。
- 実施時間は午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとし、官側の要請で時間外・土曜日・日曜日及び祝日等に役務を実施する場合以外は、事前に監督官に届出て指示に従い実施すること。
- 宿舍からの電気・給水は使用しないものとする。
- 請負業者は、役務実施に先立ち、監督官と協議にうえ役務工程表を作成し、監督官に提出することとし、了解を得たのち役務を実施すること。
- 役務に際し、所轄消防署への届出等が必要である場合については請負業者の責任において作成し、監督官へ報告の上提出すること。

件 名	姫路（７）省庁別宿舎消防設備点検		
種 別	仕様書①		図 番
姫路駐屯地業務隊厚生科			1/5

- (10) 請負業者は、役務の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。
尚、項目は、着手前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とし、作業完了後速やかに A 4 判アルバムに整理のうえ提出すること。
- (11) 役務は請負業者の責任施工とし、施工に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
- (12) 役務請負、着手に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本役務は、図面より現地の取合いを優先する。
- (13) 実施中の安全管理には十分留意し、必要に応じて保安灯等危険防止のための措置を講ずるものとする。
- (14) 本役務の提出書類は下記のとおりとし、期限までに必ず提出すること。
- | | | |
|-----------------|-----|------------|
| ア 内訳明細書 | 1 部 | (契約後速やかに) |
| イ 工程表 | 1 部 | (契約後速やかに) |
| ウ 現場代理人等通知書 | 1 部 | (契約後速やかに) |
| エ 現場代理人経歴書 | 1 部 | (契約後速やかに) |
| オ 下請負者通知書 | 1 部 | (契約後速やかに) |
| カ 着手届 | 1 部 | (着手時) |
| キ 完成通知書 | 1 部 | (竣工時) |
| ク 写真 | 1 部 | (竣工後速やかに) |
| ケ 点検結果報告書 | 1 部 | (各点検後速やかに) |
| コ その他監督官が指示するもの | 1 部 | (その都度提出) |
- (15) 本役務の完成検査は、役務完了後、検査官が仕様書に基づき検査を実施し合格をもって完了とする。その際、手直しが生じた場合速やかに手直しを実施し、再度検査を実施し合格をもって完了とする。
- (16) その他不明な事項等はその都度監督官と協議すること。

6 特記事項

- (1) 図役務は消防法、消防法施行令、消防法施行規則及びこれに基づく告示等に定める消防用設備の法定点検及びその結果について法令で定める項目をもって書面報告を行う。
- (2) 図検は、各設備に応じた消防設備士及び消防設備点検資格者が行うものとし、事前に資格証明書（写）を提出すること。
- (3) 図検にあたり、他の消防用設備等の範囲と重複する場合、当該消防用設備等の点検実施者と連携を図り行うものとする。
- (4) 図検の実施にあたっては、監督官と十分に協議を行い、利用者等に対する危害防止を図るものとする。
- (5) 図 2 回の機器点検のうち 1 回と年 1 回の総合点検は、同時に行うものとする。
- (6) 図負業者は、必要に応じ事前に現地確認を実施し監督官の指示を受け円滑に役務を履行する。
- (7) 図本点検に係る消耗品及び軽微な調整・修理にかかる費用は請負業者の負担とする。

件 名	姫路（7）省庁別宿舍消防設備点検	
種 別	仕様書②	図 番
姫路駐屯地業務隊厚生科		2/5

(8) 消防設備の種類別点検資格及び周期は、次のとおりとする。

種別	消防用設備等の種類	点検資格		点検周期		備考
		消防設備士	消防設備 点検資格者	機材点検	総合点検	
消火設備	消火器具 粉末消火器	第 6 類	第 1 種	6 ヶ月	1 年	
警報設備	非常警報装置 非常ベル	第 4 類	第 2 種	6 ヶ月	1 年	
避難設備	避難器具 避難梯子	第 5 類	第 2 種	6 ヶ月	1 年	

件 名	姫路（7）省庁別宿舍消防設備点検	
種 別	仕様書③	図 番
姫路駐屯地業務隊厚生科		3/5

消 防 設 備 内 訳

陸上自衛隊姫路駐屯地省庁別宿舎

○桑の木宿舎A棟

設 備 等	数 量 等	備 考
消 火 器	1 2 本（粉末10型）	各階階段に設置

○桑の木宿舎B棟

設 備 等	数 量 等	備 考
消 火 器	1 2 本（粉末10型）	各階階段に設置
非 常 ベル	1 2 セット	ボタン・ベル（各階に設置）

○桑の木宿舎C棟

設 備 等	数 量 等	備 考
消 火 器	2 0 本（粉末10型）	各階階段に設置
避難梯子 （吊り下げ折り畳み式）	4 台 （204・304・404・504号室）	南側バルコニー
非常ベル	8 セット	ボタン（1・3階）ベル（2・4階）

○伊伝居宿舎A棟

設 備 等	数 量 等	備 考
消 火 器	1 5 本（粉末10型）	各階階段に設置

○伊伝居宿舎B棟

設 備 等	数 量 等	備 考
消 火 器	1 5 本（粉末10型）	各階階段に設置

○白国宿舎C棟

設 備 等	数 量 等	備 考
消 火 器	2 0 本（粉末10型）	各階階段に設置
避難梯子 （吊り下げ折り畳み式）	4 台 （204・304・404・504号室）	南側バルコニー

件 名	姫路（7）省庁別宿舎消防設備点検	
種 別	仕様書③	図 番
姫路駐屯地業務隊厚生科		4/5

案内図 S=1/120,000

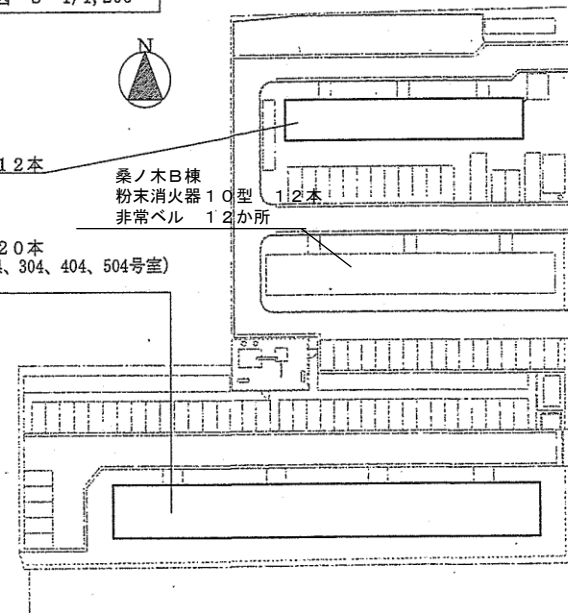


桑の木 配置図 S=1/1,200

桑の木A棟
粉末消火器10型 12本

桑の木B棟
粉末消火器10型 12本
非常ベル 12か所

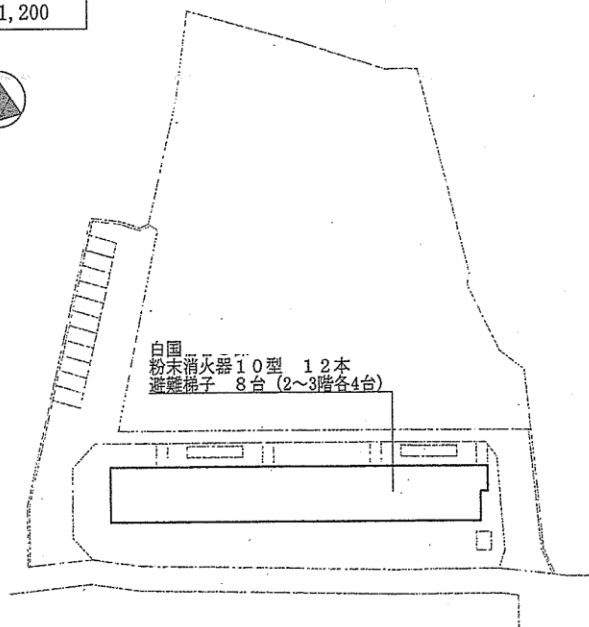
桑の木C棟
粉末消火器10型 20本
避難梯子 4台 (204、304、404、504号室)
非常ベル 8箇所



白国 配置図 S=1/1,200



白国
粉末消火器10型 12本
避難梯子 8台 (2~3階各4台)

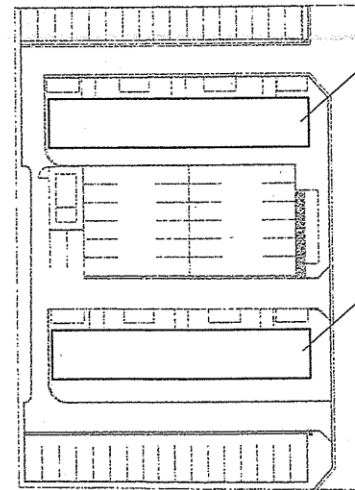


伊伝居 配置図 S=1/1,000



伊伝居A棟
粉末消火器10型 15本

伊伝居B棟
粉末消火器10型 15本



件名 姫路(8)省庁別宿舍消防設備点検

種別 仕様書①

図番

姫路駐屯地業務隊管理科

5/5

見 積 書（グループB）

件名リスト一連番号	30
-----------	----

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単位	数量	単価	金 額	備 考
姫路（8）省庁別宿舍受水槽清掃	仕様書のとおり	式	1			
履行場所	桑の木A B棟・桑の木C棟・伊伝居A B棟・白国宿舍C棟	納期（履行期間）			9. 2. 26	
契約保証金	（免 除）	入札（見積）書有効期間				

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 8年 6月 25日

分任契約担当官
陸上自衛隊姫路駐屯地
第352会計隊姫路派遣隊長 川崎 祥 殿

住 所
会 社 名
代表者名
印

市 価 調 査 書 (グループB)

分任契約担当官

陸上自衛隊姫路駐屯地

第352会計隊姫路派遣隊長 川崎 祥 殿

市価調査書は

令和8年6月24日(水) 13時までに
FAXまたはメールにて提出をお願いします。

$$\mathbb{Y}$$

履行場所：桑の木A棟・桑の木C棟・伊伝居A棟・白国宿舎C棟

納期（履行期間）：令和9年3月31日

住所・名称・代表者名

令和 年 月 日

印

内訳（税抜き）

[illegible]

姫路（８）省庁別宿舍受水槽清掃

役務件名		姫路（８）省庁別宿舍受水槽清掃					
図 名		表 紙				縮 尺	—
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管 財	厚生科長	厚生班長	起案者
姫路駐屯地業務隊厚生科					作成年月日		R8.4.20

仕 様 書

1 件 名

姫路（８）省庁別宿舍受水槽清掃

2 役務場所

兵庫県姫路市広峰町１－１５ 桑の木Ａ・Ｂ棟

兵庫県姫路市広峰町１－２１ 桑の木Ｃ棟

兵庫県姫路市白国５丁目６番１９ 白国

兵庫県姫路市広峰１－１２ 伊伝居宿舍Ａ・Ｂ棟

3 役務期間

契約締結日～令和９年２月２６日（金）

4 役務概要

工 種		項 目	数 量	備 考
機械設備	給排水衛生機器	受水槽清掃・消毒・水質検査一式	４基	
受水槽内部フロート交換			３個	桑の木Ａ/Ｂ受水槽除く

5 一般事項

- 本仕様書は、「姫路（８）省庁別宿舍受水槽清掃」に摘要する。
- 本役務は、本仕様書及び図面によるほか、次に挙げる標準仕様書及び監督官の指示により施工するものとし、特に記載、指示が無くとも技術的に当然なすべき事は契約相手側の負担により、確実に実施すること。（国土交通省大臣官房庁営繕部監修「建設保全業務共通仕様書」）
- 役務は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
- 図面に記載なき材料及び工法等は標準仕様書によるほか、使用する材料等の使用による。
- 喫煙は請負業者車両内を除き禁止するとともに、施工中及び歩行しながらの喫煙も禁止する。
また、役務場所以外の立ち入りを禁止する。但し、役務の都合上やむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会いのもとで立ち入ること。
- 実施時間は平日 ０８３０～１７００までとするし、時間外・土・日及び祝日等は原則認めない。
但し、やむを得ず実施する場合は、事前に監督官に届け指示に従い実施すること。
- 各宿舍からの電気・給水は、本役務作業以外認めない。
- 請負業者は、役務実施に先立ち、監督官と協議のうえ役務工程表を作成し、監督官に提出することとし、了解を得たのち役務を実施すること。
- 本役務に際し、関係各官公庁等への届出等が必要である場合及び検査結果の提出については、請負業者の責任において迅速に行うこと。

件 名	姫路（８）省庁別宿舍受水槽清掃		
種 別	仕様書①		図 番
姫路駐屯地業務隊厚生科			1/4

- (10) 本役務に際し、製作図・承認図・図面及び見本等が必要であると考えられる場合、もしくは監督官から指示があった場合については、速やかに監督官に提出し、承諾を得ること。
- (11) 請負業者は、各場所の着手前・作業中・見隠れ部分・検査結果・完成・使用材料の写真撮影を実施し、作業終了後、速やかにA4判あるばむに整理し提出すること。
- (12) 役務は請負業者の責任施工とし、本役務作業中に破損等が生じた箇所については監督官に速やかに報告し、請負業者の負担で速やかに処置・復旧すること。
- (13) 入札参加予定業者は、必ず現地確認を実施し入札等に参加すること。
- (14) 作業実施中の安全管理には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止の為の措置をすること。
- (15) 本役務の提出書類は、下記の通りとし、必ず提出すること。

ア	工程表	1部	(契約締結後 速やかに提出)
イ	内訳明細書	1部	(契約締結後 速やかに提出)
ウ	現場代理人等通知書・経歴書	1部	(契約締結後 速やかに提出)
エ	下請負者設定通知書	1部	(契約締結後 速やかに提出)
オ	貯水槽清掃作業監督者講習修了証 (写)	1部	(契約締結後 速やかに提出)
カ	菌検査診断結果証 (写)	1部	(契約締結後 速やかに提出)
キ	打合せ簿	1部	(その都度提出)
ク	材料等承認願	1部	(その都度提出)
ケ	材料搬入報告書	1部	(その都度提出)
コ	着手届	1部	(作業着手時)
サ	完了通知書	1部	(完了後 速やかに提出)
シ	水質検査結果書	1部	(完了後 速やかに提出)
ス	作業結果報告書	1部	(完了後 速やかに提出)
セ	写真	1部	(完了後 速やかに提出)
ソ	その他監督官が指示するもの		

- (16) 本役務の完成検査は、役務完了後、検査官が仕様書に基づき検査を実施し合格を持って完了とする。その際、手直しが生じた場合は速やかに手直しを実施し、再検査を実施し合格をもって完了とする。
- (17) その他不明な事項等はその都度、監督官と協議すること。

6 特記事項

- (1) 菌検査診断結果書 (写) は、事前に監督官に提出し承認を得てから実施すること。
- (2) 本役務に使用する主要材料・規格等については、公共建築工事基準仕様書の各項目によるほか下表のとおり及び同等品以上とする。また、下表に示さないその他の材料については監督官の承認を得たのち使用すること。

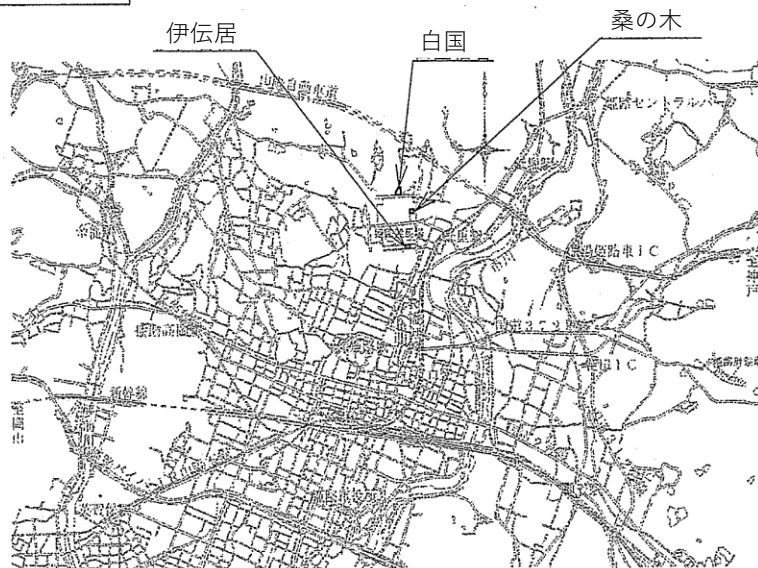
件 名	姫路（８）省庁別宿舍受水槽清掃	
種 別	仕様書②	図 番
姫路駐屯地業務隊厚生科		2/4

- (3) 受水槽の清掃及び消毒内容は下記のとおりとする。
- ア タンク内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し、洗浄する。なお、壁面等に付着した物質の除去はタンクの材質に応じ適切な方法で行う。
 - イ 洗浄しに用いた水は、完全にタンク外に排除するとともにタンク周辺の洗浄を行う。
 - ウ 洗浄後、水道引込管内等の停滞水や管内の貰いさび等がタンク内に流入しない様にする。
 - エ 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の消毒を行う。
 - オ 消毒薬は、有効塩素50～100mg/L濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等品以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
 - カ 消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、高圧洗浄機等を利用して消毒薬の噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行う。
 - キ タンク内に溜まった消毒液は、完全にタンク外に排出する。
 - ク 消毒完了後は、タンク内に人員・動物等の立入が出来ない様に処置を講じる。
- (4) その他清掃・消毒に係る特記については下記のとおりとする。
- ア 作業責任者は、建築物環境衛生管理技術者又は貯水槽清掃作業従事者研修等を終了した者で行うこと。
 - イ 請負業者は、清掃、消毒作業を実施する全ての者について、赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌・（O-157・O-26）等の含んだ検査を医療機関において実施し、その結果を作業実施前に監督官に提出するものとする。
 - ウ 作業当日は、菌検査の結果を踏まえ異常でないものかつ健康状態が良好な者が行う。
ただし、急遽体調不良等で作業が出来ない場合は、監督官と協議し、日程変更調整を行い後日実施する事とする。その際、移動等に係る経費については、請負業者の負担とする。
 - エ 使用機器及び用具はタンク清掃専用のものとする。その際、使用前に次亜塩素酸ソーダ100mg/L溶液にて消毒する。
 - オ 作業服・保安帽・ゴム長靴・手袋・マスク等は消毒済みのを使用する。
 - カ タンク内の照明、換気等に使用する資材は、消毒を行いタンク内で使用する場合は、安全管理に注意し事故防止を図る。
 - キ 消毒後の水洗い及びタンク内の浄水注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。
 - ク 作業前及び作業終了後、監督官立会いの下、末端水栓にて遊離残留塩素を測定し0.1mg/L以上あることを確認し報告書を提出すること。
 - ケ 水質検査は末端水栓にて採水し、その場で水質検査（味・臭気・色度）等を実施し、異常がないことを確認し官側へ報告すること。
- (5) 水質検査結果等については、兵庫県姫路市管轄の関係行政機関等にも通知報告すること。
- (6) 清掃を実施する受水槽については下表のとおりとする。

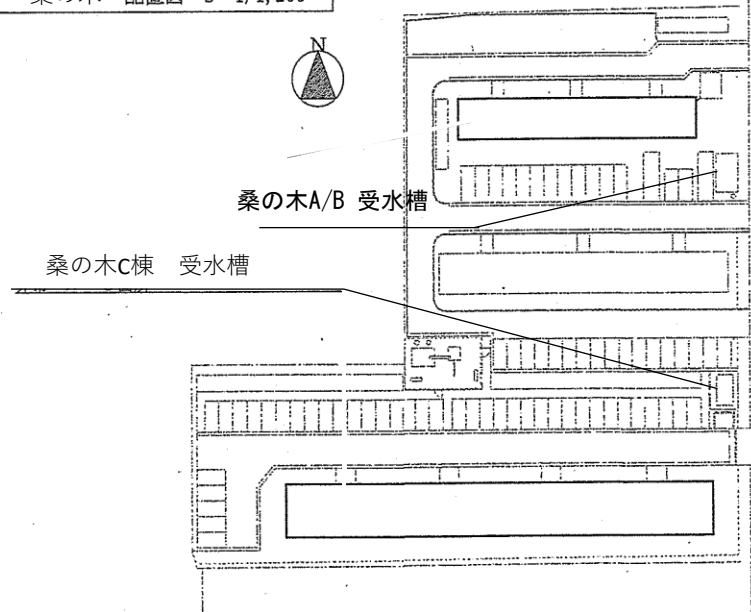
場 所	規 格 等	備 考
桑の木宿舎A棟	水槽容量 25m ³ 2槽式 SS製 機械室付	
桑の木宿舎C棟	水槽容量 20m ³ 2槽式 FRP製 機械室付	
白国宿舎C棟	水槽容量 14m ³ 2槽式 FRP製 給水ユニット	
伊伝居宿舎A・B棟	水槽容量 31m ³ 2槽式 FRP製 機械室付	

件 名	姫路（8）省庁別宿舎受水槽清掃	
種 別	仕様書③	図 番
姫路駐屯地業務隊厚生科		3/4

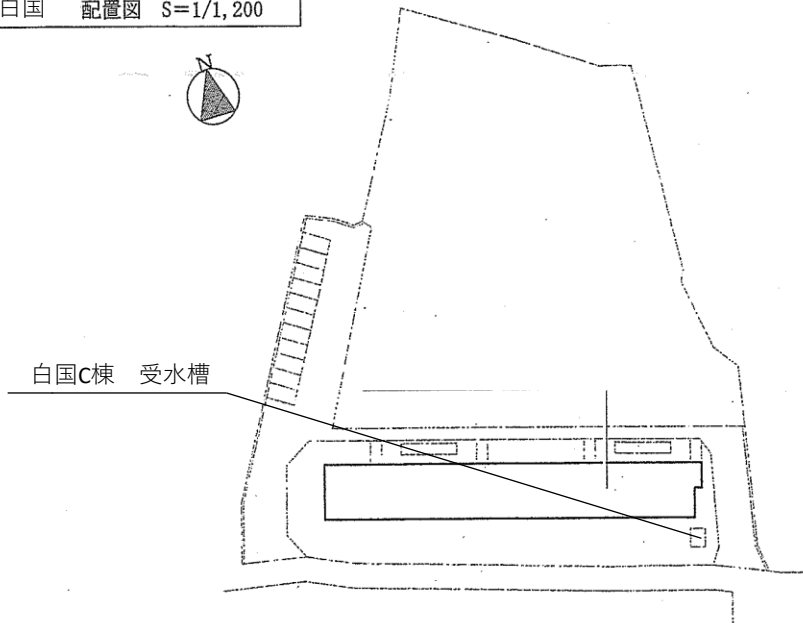
案内図 S=1/120,000



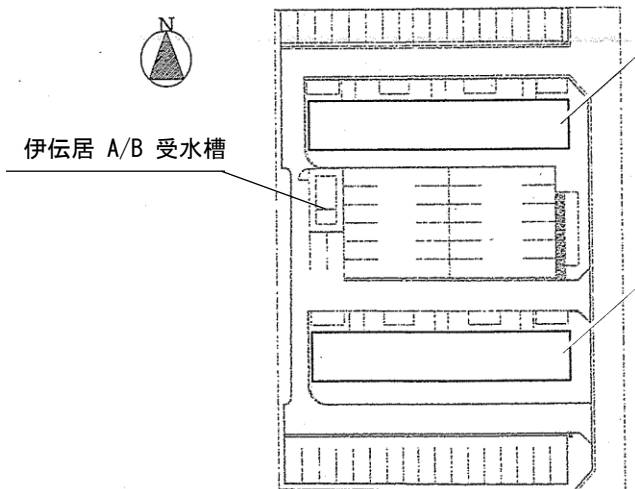
桑の木 配置図 S=1/1,200



白国 配置図 S=1/1,200



伊伝居 配置図 S=1/1,000



件名	姫路(8)省庁別宿舎受水槽清掃	
種別	仕様書①	図番
姫路駐屯地業務隊管理科		4/4

見 積 書（グループC）

件名リスト一連番号	30
-----------	----

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単位	数量	単価	金 額	備 考
姫路（8）省庁別宿舍照明器具等引取り処分	仕様書のとおり	式	1			
履行場所	陸上自衛隊姫路駐屯地	納期（履行期間）			8.9.30	
契約保証金	（免 除）	入札（見積）書有効期間				

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 8年 6月 25日

分任契約担当官
陸上自衛隊姫路駐屯地
第352会計隊姫路派遣隊長 川崎 祥 殿

住 所
会 社 名
代表者名
印

市 価 調 査 書 (グループC)

分任契約担当官

陸上自衛隊姫路駐屯地

第352会計隊姫路派遣隊長 川崎 祥 殿

市価調査書は

令和8年6月24日(水) 13時までに
FAXまたはメールにて提出をお願いします。

¥

履行場所：陸上自衛隊姫路駐屯地

納期（履行期間）：令和8年9月30日

住所・名称・代表者名

令和 年 月 日

印

内訳（税抜き）

[illegible]

姫路（８）省庁別宿舍照明器具等引取り処分

役務件名		姫路（８）省庁別宿舍照明器具等引取り処分					
図 名		表 紙				縮 尺	—
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管 財	厚生科長	厚生班長	起案者
姫路駐屯地業務隊厚生科					作成年月日	R8.5.18	

仕 様 書

1 件 名

姫路（８）省庁別宿舍照明器具等引取り処分

2 役務場所（引取り場所）

兵庫県姫路市峰南町１－７０ 陸上自衛隊姫路駐屯地 厚生センター裏

3 役務期間

契約締結日～令和８年９月３０日（水）

4 役務概要

本作業は、取替終了後の照明器具（安定器・蓄電池・水銀灯・付属品一式）の引取り・処分等を実施するものである。

5 一般事項

(1) 総 則

- ア 本仕様書は、陸上自衛隊姫路駐屯地における諸役務について、共通的な必要事項を規定する。
- イ 本役務の仕様は、設計図書に記載してある事項のほか、本仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修各種工事基準仕様書、防衛省装備施設本部制定各種共通仕様書、建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書関係法令及びメーカー仕様書並びに監督官の指示によるものとする。

(2) 適用範囲

本仕様書は、本役務に適用する。

(3) 軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、監督官と協議しその指示により行うものとする。
この場合、請負金額の増減又は期間の延長はしないものとする。

また、実施に当たって当然必要と思われる事項は、監督官の指示を受け請負業者の責任において実施するものとする。

(4) 使用機材等

搬出運搬に必要な資材等については、全て請負業者が準備するものとする。

(5) 作業時間

役務実施時間は、特記事項による。特記事項に記載がない場合は、原則 平日０８１５～１７００とする。土・日・祝日の作業は原則認めない。ただし、必要な場合は監督官と事前協議を行い指示を受ける。なお、日時を変更する場合は事前に監督官の承認を受けること。

件 名	姫路（８）省庁別宿舍照明器具等引取り処分	
種 別	仕様書①	図 番
姫路駐屯地業務隊厚生科		1/4

(6) 引取り照明器具等

品 目	型 番 等	数量等	備 考
蛍光灯安定器	ナショナル FZ20111299	4 7 個	PCB無
蛍光灯安定器	東 芝 FBC-20162B	1 5 個	PCB無
水銀灯安定器	ナショナル YZ25121430	2 個	PCB無
蛍光灯用非常誘導灯ブロック	パナソニック FK29529	1 6 個	
東芝非常灯点灯ユニット	東 芝 20FU-3S1001	1 5 個	
蛍光灯用非常誘導灯ブロック	ナショナル FK29527-1	3 1 個	
蓄電池	パナソニック FK607	4 7 個	
非常灯電池	東 芝 3NR-CY-S	1 5 個	
水銀灯部品	水銀球	2 個	
	水銀灯カバー（円型）	2 個	ガラス製×1・プラ製×1
水銀灯用付属品	水銀灯用ケーブル（約3m×2）等	1 式	

(7) 後片付け

役務終了に際して、役務現場の後片付け及び清掃を実施すること。

(8) 現場の管理

ア 役務場所への作業員、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災・盗難及びその他事故防止については、請負業者の責任で管理すること。

イ 役務場所は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努めること。

ウ 役務場所及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すること。

エ 万一損傷をあたえた場合は、請負業者の負担において修復するものとする。

(9) 安全管理

ア 請負業者は、安全管理に万全を期すること。

イ 役務場所又はその付近で作業を行うときは、歩行者・車両等の安全を最優先し表示又は安全係を置く等安全確保に務めること。

ウ 現場代理人は、常駐とする。

(15) 提出書類

ア 工程表	1 部	(契約締結後 速やかに提出)
イ 内訳明細書	1 部	(契約締結後 速やかに提出)
ウ 現場代理人等通知書・経歴書	1 部	(契約締結後 速やかに提出)
エ 下請負者設定通知書	1 部	(契約締結後 速やかに提出)
オ 打合せ簿	1 部	(その都度提出)
カ 材料搬入報告書	1 部	(その都度提出)
キ 着手届	1 部	(作業着手時)
ク 完了通知書	1 部	(完了後 速やかに提出)
ケ 発生材調書	1 部	(完了後 速やかに提出)

件 名	姫路（8）省庁別宿舍照明器具等引取り処分	
種 別	仕様書②	図 番
姫路駐屯地業務隊厚生科		2/4

コ 作業結果報告書	1 部	(完了後 速やかに提出)
サ 産業廃棄物管理票 (A～E票)	1 部	(完了後 速やかに提出)
シ その他指示された書類	1 部	(その都度提出)

(16) 役務写真

請負業者は、監督官の指示に従い、役務材料、役務前・中・後、役務隠ぺいとなる箇所及び主要な役務段階の状況、その他監督官の指示した箇所の写真（カラーサービス版）1部を工程順に役務写真帳（A4版）に整理し監督官に提出する。

なお、材料は搬入の都度、本役務に関わる全数量・規格が分かるように撮影すること。

(17) 完成検査

請負業者は、本仕様書の役務を完了した場合、仕様書に基づき検査官が実施する完成検査を速やかに受けるものとする。

なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再検査を受けるものとする。

5 特記事項

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守すること。
- (2) 廃棄物管理票は、請負業者で準備すること。
- (3) 産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可証の写しを提出すること。
- (4) 引取は、官側からの通知によりその都度行い通知を受けた後、速やかに引き取ること。
- (5) 引取に要する費用は、すべて請負業者の負担とする。
- (6) 産業廃棄物管理票（A～E票）の提出をもって、役務完了とする。
- (7) 入札参加予定業者は、必ず現地（現物）確認をすること。

件 名	姫路（8）省庁別宿舍照明器具等引取り処分	
種 別	仕様書③	図 番
姫路駐屯地業務隊厚生科		3/4

PCB使用有無 証明書

2026年 5月 13日

件名:

パナソニック
エレクトリックワークス株式会社

PCB使用の有無については下記のとおりです。

記

品番	品名	PCB有無
YZ25121430	2502HA-11G	無
FZ20111299	GX2011MA-15	無

PCB含有有無 証明書

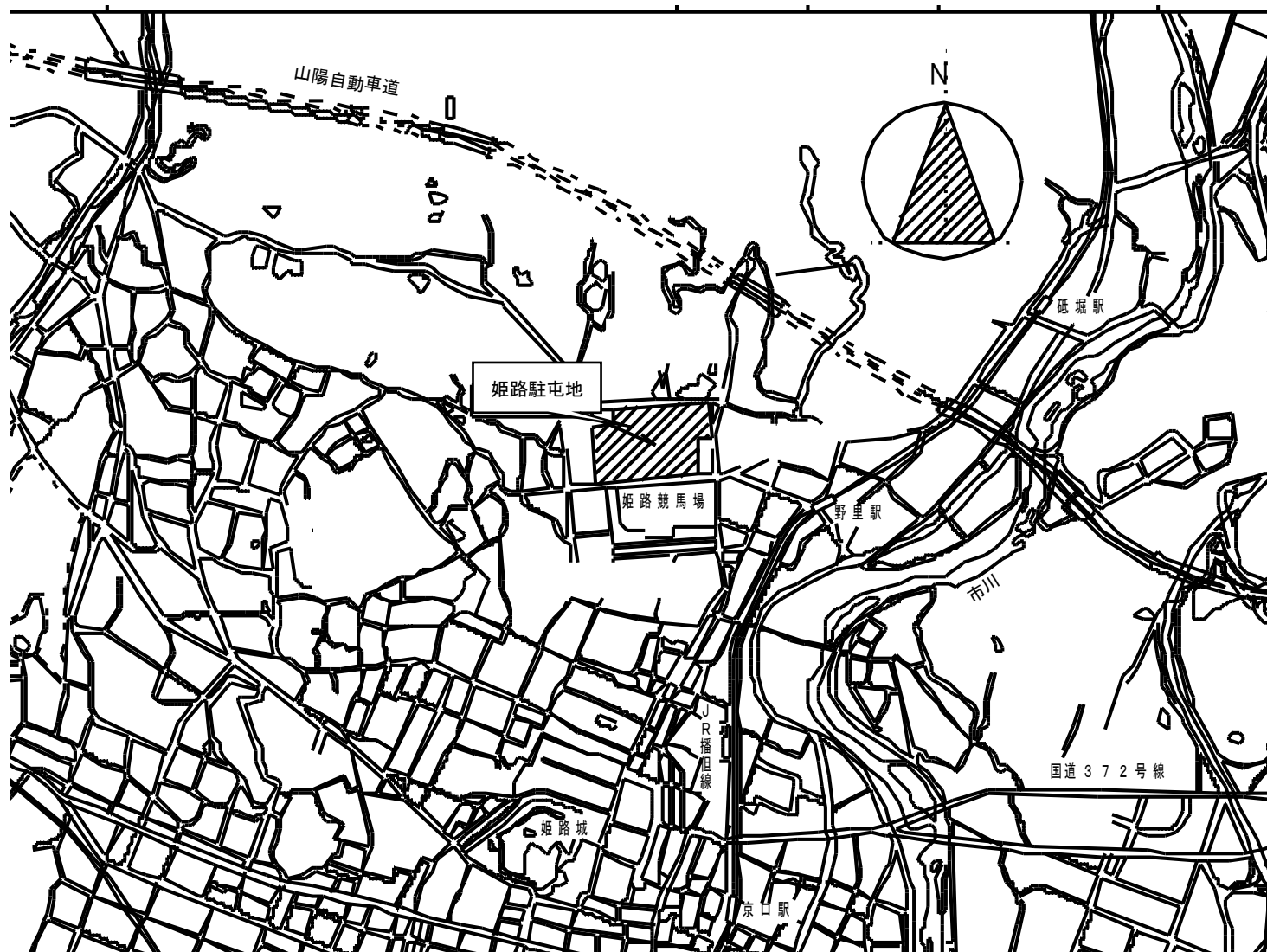
東芝ライテック株式会社

PCB含有有無につきまして、下記の通り証明いたします。

記

形名	PCB有無
FBC-20162B	無

【「照明器具用安定器」に対するPCB含有有無判断について】
PCB有無の判定結果は『無』『有』『有※』の何れかになります。
形名末尾に(旧和光製)とあるものは、「旧和光電気株式会社」製品、または「旧和光電材機器株式会社」製品となります。
『無』の場合は、PCBを含有しておりません。産業廃棄物として処理してください。
『有』『有※』は製造ロット、製品本体表示内容により判定が異なりますので、以下をご確認ください。
PCB有無判定が『有』の場合は下記(1)、(3)を除き高濃度PCB(100%)を含有しております。
PCB有無判定が『有※』の場合は下記(1)～(3)を除き高濃度PCB(100%)を含有しております。
(1)「NO PCB」または「NON PCB」または「○の中にF」の表示がある場合
a) 外付けコンデンサの型式が「FM」「FMA」「FPF」の場合は、微量PCBの混入の可能性を否定できない製品※1になります。
b) a)以外の型式の外付けコンデンサの場合は、PCBを含有しておりません。産業廃棄物として処理してください。
c) コンデンサ充填材固定型(コンデンサ内蔵タイプ)の場合は、コンデンサの型式を確認する事ができず、微量PCBの混入の可能性を否定できない製品※1になります。
d) a)、c)の場合であって、社名が「東芝ライテック株式会社」の場合は、ロット番号により「PCB無し」場合がありますので、「東芝ライテック商品ご相談センター(弊社ホームページ参照)」までご連絡ください。
(2) 社名が「東芝電材株式会社」若しくは「東芝ライテック株式会社」の場合
a) 外付けコンデンサの型式が「FM」「FMA」「FPF」の場合は、微量PCBの混入の可能性を否定できない製品※1になります。
b) a)以外の型式の外付けコンデンサの場合は、PCBを含有しておりません。産業廃棄物として処理してください。
c) コンデンサ充填材固定型(コンデンサ内蔵タイプ)の場合は、コンデンサの型式を確認する事ができず、微量PCBの混入の可能性を否定できない製品※1になります。
d) a)、c)の場合であって、社名が「東芝ライテック株式会社」の場合は、ロット番号により「PCB無し」場合がありますので、「東芝ライテック商品ご相談センター(弊社ホームページ参照)」までご連絡ください。
(3) 製造ロットが昭和31年(1956 年)12月以前である場合、PCBを含有しておりません。産業廃棄物として処理してください。
※1:微量PCBの混入の可能性を否定できない製品の処理方法は現在明確になっておりません。処理方法が明確になるまで、お客様にて保管をお願いいたします。



件 名	姫路（8）省庁別宿舍照明器具等引取り処分	
種 別	配置図	図 番
	姫路駐屯地厚生科	4/4